



# 子育て 高齢者 三世代同居 リフォーム支援事業

## ①子育て支援型

1. **世帯要件**(下記を全て満たす。)
  - ・18歳未満の子どもがいる世帯
  - ・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
2. **住宅要件**
  - ・子育て世帯が居住する住宅
3. **対象工事**
  - ・子ども部屋の増築
  - ・子どものための間取り変更
  - ・子どものための内装改修工事
  - ・子育てのためのテレワークスペース改修工事
  - ・子育てのための対面キッチン改修工事等
  - ・補助対象工事費が30万円以上の工事
4. **補助金額**
  - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)
5. **募集件数** 3件

## ②高齢者バリアフリー型

1. **世帯要件**(下記を全て満たす。)
  - ・65歳以上の高齢者がいる世帯
  - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。)
2. **住宅要件**
  - ・高齢者世帯が居住する住宅
3. **対象工事**
  - ・高齢者用の寝室等の増築、間取り変更、内装改修工事
  - ・バリアフリー改修工事等  
(手すり、スロープ、段差解消等)
  - ・補助対象工事費が30万円以上の工事
4. **補助金額**
  - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)
5. **募集件数** 5件

## ③三世代同居支援型

1. **世帯要件**
  - ・18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(予定を含む。)
2. **住宅要件**
  - ・リフォーム完了までに耐震性を有する住宅等
3. **対象工事**
  - ・三世代が同居するために行う工事(玄関・トイレ・浴室(脱衣室を含む。)・キッチンのうち、1以上の部位を増設する工事)  
※上記のための調査設計料も含む
4. **補助金額**
  - ・補助対象工事費の50%(限度額75万円)
5. **募集件数** 1件

## 補助の条件

### ○住宅要件

#### 【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用することなど

#### 【三世代同居支援型】

津久見市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。)ただし、昭和56年5月以前に建てられた一戸建ての木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとするなど

### ○募集期間

5月9日(月)～5月31日(火)

※応募多数の場合は、抽選を行います。

※6月以降は先着順です。

その他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

## 申込・問い合わせ先(相談窓口)

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 Tel 82-4111(内線370)